



5月は自転車月間

交通ルールを守りましょう



自転車に関連する交通事故が多発しています。今一度、交通ルールを見直しましょう。

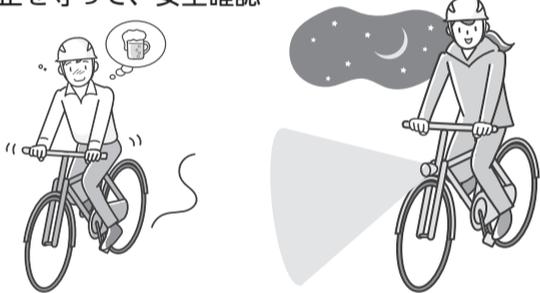
自転車安全利用五則を守ろう

信号を守る、一時停止をするなど、交通ルールは交通事故を未然に防ぐためのものです。

自転車を利用するにあたって、被害者・加害者とならないために、自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車のルール・マナーをアプリで学ぼう

自転車の事故事例やルール・マナーの学習、自転車走行の体験学習をスマートフォンなどで行うことができるアプリ「輪トレ(りんトレ)」を配信しています。詳しくは、東京都生活文化スポーツ局ホームページをご覧ください。



自転車用ヘルメットを最大2000円引きで購入できます

自転車の事故では、頭部の損傷が致命傷になります。被害を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう。区内の事業協力店では、基準を満たしたヘルメットを購入する際に、費用を助成しています。

▶期間=来年3月15日(土)まで※予定数量に達した場合など、期間を変更する場合あり。▶対象=区内在住の方(利用者も区内在住に限る)※令和5年度に助成を受けた方を除く。▶予定数量=1万個▶助成金額=上限2000円※利用者1人につき1個まで。▶申込・購入方法=利用者全員の住所が確認できる書類(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちのうえ、必要事項を記入した申込書を事業協力店に提出して、総額と助成金額の差額をお支払いください。※申込書は、区ホームページからダウンロードできます。※対象となる商品の基準・事業協力店など詳しくは、区ホームページをご覧ください。



車などを運転する方へ

歩行者専用道路の標識が設置されている通学路の一部道路では、児童・生徒の安全確保のため、許可車両などを除く車両は通行できません。※バリケードの設置有無に関わらず通行できません。違反した場合は、警察による取り締まりの対象となります。



問 合

- 交通安全について…板橋区土木計画・交通安全課交通安全・啓発助成係☎3579-2297、板橋警察署☎3964-0110、志村警察署☎3966-0110、高島平警察署☎3979-0110
- 自転車用ヘルメット助成事業について…板橋区土木計画・交通安全課自転車対策係☎3579-2513

こどもの読書週間

※申込方法の明示がないものは、当日、直接会場へ。
※中央図書館は第2月曜・月末日、そのほかの図書館は第3月曜・月末日休館。

行事	とき	内容	対象	定員(申込順)	ところ・申込・問
みんなで咲かせよう どくしょの木	4月16日(火)~5月12日(日)	好きな本を書いた花型の紙で読書の木作り	小学生以下		成増図書館☎3977-6078
すきな季節選挙	4月20日(土)~5月12日(日)	好きな季節の本を借りて投票 ※投票は5月6日(休)まで。7日(火)から結果の展示	—	—	赤塚図書館☎3939-5281
春のスタンプラリー	4月20日(土)~5月19日(日)	貸出時に配布するシールのクイズに解答 ※5問正解した方に景品をプレゼント	小学生以下		清水図書館☎3965-9701、蓮根図書館☎3965-7351、西台図書館☎5399-1191、志村図書館☎5994-3021
おはなしひろば 春のスペシャル	4月27日(土)11時~11時30分	素話によるおはなし会	小学生以下のお子さんとその保護者	20組	4月13日(日)朝9時から、直接または電話で、高島平図書館☎3939-6565
としょかんビンゴ	4月29日(祝)~5月10日(金)	カードに書かれたテーマの本を借りるビンゴ※完成したら景品をプレゼント	小学生以下	—	東板橋図書館☎3579-2666
こどもの日おはなし会	5月5日(祝)11時~11時30分	大型絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターなど	小学生以下のお子さんとその保護者	15組	4月21日(日)朝9時から、直接または電話で、小茂根図書館☎3554-8801
おはなし会・工作 「どんなおべんとう」	5月5日(祝)14時30分~15時	絵本の読み聞かせ、スタンプでお弁当作り	—	—	西台図書館☎5399-1191

2024年台湾東部沖地震救援金を受け付けています

▶とき=6月28日(金)までの平日、9時~17時▶募金箱設置場所=庁舎案内(区役所1階)・赤塚支所・各地域センター・各区民事務所▶問=総務課総務係☎3579-2052

国民健康保険のお知らせ

令和6年度の保険料率を決定しました

保険料の計算方法

年間保険料は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分からなり、それぞれに均等割額(被保険者全員が支払い)と所得割額(被保険者の所得金額に応じて支払い)があります(図1参照)。

通知時期

4月以降の保険料は、6月11日(火)にお送りする保険料納入通知書をご確認ください。

図1 令和6年度保険料の計算方法

年間保険料	均等割額		所得割額	
	医療分保険料 (限度額65万円)	$4万9100円 \times \text{加入者数}$	+	加入者全員の基礎所得金額 $\times 8.69\%$
	後期高齢者 支援金分保険料 (限度額24万円)	$1万6500円 \times \text{加入者数}$	+	加入者全員の基礎所得金額 $\times 2.80\%$
	介護分保険料 (限度額17万円)	$1万6500円 \times \text{40~64歳の加入者数}$	+	40~64歳の加入者全員の基礎所得金額 $\times 2.28\%$

※基礎所得金額とは、令和5年中の所得から基礎控除額43万円を引いた額です。

加入・喪失の届出をお忘れなく

退職などで勤務先の健康保険をやめた場合や、国民健康保険の加入者が就職などで勤務先の健康保険に加入した場合は、14日以内に加入・喪失の届出をお願いします。

▶対象

●加入…区内在住で、74歳以下の個人事業主・その従業員、勤務先の健康保険をやめた方※一定の条件により、以前の勤務先の健康保険に継続加入可。詳しくは、以前の勤務先にお問い合わせください。

●喪失…勤務先の健康保険に加入した方

▶持物

●加入…健康保険資格喪失証明書、本人確認書類、世帯主・加入者のマイナンバーがわかるもの

●喪失…勤務先の健康保険証、国民健康保険証、世帯主・脱退者のマイナンバーがわかるもの

※別世帯の代理人は委任状・代理人の本人確認書類、外国籍の方は在留カード・パスポートも必要。

▶届出先=直接、国保年金課(区役所2階②窓口)または各区民事務所※一部の手続きは郵送可。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

家族の勤務先の健康保険に加入できませんか

収入が少なく、被扶養者に該当する場合は、家族の勤務先を通して扶養認定の手続きをお願いします。

▶収入基準額=130万円未満(60歳以上の方・障がいがある方は180万円未満)

問 合

国保年金課国保資格係 ☎3579-2406

後期高齢者医療のお知らせ

令和6年度の保険料率を決定しました

保険料の計算方法

年間保険料は、均等割額(被保険者全員が支払い)と所得割額(被保険者の所得金額に応じて支払い)の合計額です(図2参照)。

通知時期

4月以降の保険料は、7月下旬にお送りする保険料額決定通知書をご確認ください。

保険料の軽減措置があります

- 均等割額の軽減(表1参照)…同一世帯の世帯主・被保険者全員の総所得金額などが基準に該当する場合
 - 所得割額の軽減(表2参照)…被保険者の所得が基準に該当する場合
- ※所得税・住民税が未申告の場合は対象外

図2 令和6年度保険料の計算方法

年間保険料額 限度額80万円 (※1)	=	均等割額 被保険者1人あたり 4万7300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※2) \times 所得割率9.67%(※3)
---------------------------	---	------------------------------	---	--

※1 次のいずれかの方は、令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。

- 昭和24年3月31日以前に生まれた方
 - 障がいの認定を受け、被保険者の資格を有している方(障がいの認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障がいの認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。)
- ※2 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
- ※3 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度には全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。

表1 均等割額の軽減

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円 以下	70%
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+29.5万円×被保険者数 以下	50%
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+54.5万円×被保険者数 以下	20%

※65歳以上(令和6年1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

問 合

後期高齢医療制度課管理収納係 ☎3579-2327

介護保険のお知らせ

介護保険料決定納入通知書をお送りします

4月16日(火)頃に、65歳以上の普通徴収(口座振替・納付書払い)の方へ通知書をお送りします。今回通知する保険料は、4月~6月分で、令和5年度の住民税課税状況に基づく仮算定です。7月以降の保険料は、令和6年度の住民税の決定後、7月に本算定し、改めて通知します。なお、特別徴収(年金から差し引き)の方には、7月下旬に通知書をお送りします。また、4月から新たに特別徴収となる方には、2月16日に案内をお送りしました。



保険料の減額制度があります

令和6年度の所得段階が第2・3段階で、世帯の年間収入・預貯金額などが基準以下の方には、保険料の減額制度があります。7月

中旬(特別徴収の方は7月下旬)にお送りする通知書で所得段階を確認のうえ、ご相談ください。詳しくは、同封するお知らせをご覧ください。※8月30日(金)までの申請で、12か月分の保険料を減額可。※令和5年度に減額となっている方には、3月29日に更新案内をお送りしました。※保険料・保険料減額は、本人の住民税課税状況・令和5年中の所得状況、同一世帯の方の住民税課税状況をもとに計算しています。本人または同一世帯の方で、未申告の場合は、課税課(区役所3階②窓口)で住民税の申告をお願いします。収入がなかった方も、その旨の申告をお願いします。

東日本大震災で板橋区に転入した方へ

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域などから板橋区に転入した方には、保険料・介護保険サービス利用者負担分の減免制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 合

●保険料について…介護保険課資格保険料係 ☎3579-2359
●利用者負担について…介護保険課給付係 ☎3579-2356

※費用の明示がないものは無料

高島平地域交流核形成まちづくりプランを策定しました

令和4年2月に策定した「高島平地域都市再生実施計画」などを踏まえ、高島平地域の都市再生のスタートに向けて、高島平駅を中心とする交流核エリアでの事業展開を具体化するプランを策定しました。

▶意見の件数=124件(39人)▶意見の概要と区の考え方(抜粋)=表参照▶全文の閲覧場所=高島平まちづくり推進課(区役所5階⑫窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ▶問=高島平まちづくり推進課企画・事業調整係☎3579-2183

表 意見の概要と区の考え方(抜粋)

意見の概要	区の考え方
現在の高島平は、地域住民の温かさやつながりを感じる一方、商店が少なく利便性が低い点など、ネガティブなイメージがある。まちのリニューアルには長い年月を要するので、「高島平が少しずつ変わろうとしている」と実感できるような新たな魅力を定期的に発信することが必要である。	交流核プランでは、「子育て世帯」をターゲットに、選ばれ続ける機能の充実を図っています。ご意見のとおり、高島平の連鎖的都市再生は長い期間をかけて実施することとなるため、「高島平が少しずつ変わろうとしている」と実感できるよう、まちづくりや魅力の発信に努めてまいります。
ハード整備に合わせたソフト施策が大事であり、まずは地域の声・ニーズを踏まえたソフト施策の検討をお願いします。特に高齢者・子育て世帯は、まちで過ごす時間も長く、整備された施設を利用することも多い一方で孤立しやすいため、毎日の目的地となり、楽しみとなるような居場所づくりが大切だと思う。	交流核プランでは、ハード整備となる「都市基盤」の整備だけでなく、ソフト施策を含む「人々の活動」、「都市機能」の3層層で整理しているほか、分野横断的な取組を行い、良好な個別整備を誘導していきたいと考えています。ご意見を踏まえて、ハードのみでなく、ソフト施策も展開できるよう努めてまいります。

花づくりグループ参加団体募集

▶内容=公園の花壇での花苗の植え付け・水やり・除草などのボランティア活動※活動場所は区と協議のうえ決定※花苗などの支給(年2回)あり※樹木・野菜・果物は植え付け不可▶対象=区内在住の3人以上で構成される団体(同居親族・姻族を除く)※申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問=南部土木サービスセンター地域連携係☎3579-2532、北部土木サービスセンター地域連携係☎5398-1259



板橋グリーンカレッジ運営協議会区民委員募集

▶募集人数=2人▶任期=6月から2年間▶対象=区内在住で、平日昼間に区役所で行う会議(年2回程度)に出席できる方▶選考=作文▶申込・問=5月6日(必着)まで、作文「あらゆる世代の学びの推進」(1000~1200字程度)と、別紙に申込記入例(4面)の項目、応募動機を明記のうえ、郵送で、生涯学習課社会教育推進係☎3579-2633

国民年金

学生納付特例の申請はお済みですか

保険料の支払いが困難で、納付猶予を希望する学生は、早めの申請をお願いします。

なお、令和5年度に承認されていて、6年度も在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構から申請書をお送りしましたので、継続希望の場合はご返送ください(5年度と同一校に限る)。申請書が届かない場合や学校が変わった場合などは、国保年金課(区役所2階⑫窓口)で手続きをお願いします。

▶対象=大学(大学院を含む)・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校その他の教育施設の一部(いずれも夜間・通信教育を含む)に在学し、令和5年中の本人(扶養親族がない)の所得が128万円以下の方※対象外の学校あり

さかのぼって申請できます

学生納付特例は、2年1か月前までの未納期間に限り、さかのぼって申請できます。学生証では在学期間がわからない場合や、学生証の有効期限が切れている場合などは、在学期間証明書をお持ちください。

保険料を追納できます

学生納付特例の承認期間分の保険料は、10年以内であれば追納できます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は、加算金が発生します。なお、追納期間に応じて、老齢基礎年金の受給額が増額します。

【いずれも】

※申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問=国保年金課国民年金係☎3579-2431

お知らせ

カラスの被害相談

カラスは4月頃から巣づくりをはじめ、卵を産みヒナになり、6月頃に巣立ちを迎えます。

区では、カラス被害の相談を受け付けています。

▶問=環境政策課自然環境保全係☎3579-2593



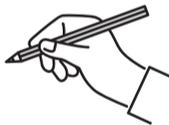
くらしの相談会

▶とき=4月21日(日)13時~16時(受付は15時30分まで)※当日、直接会場へ。▶内容=生活の不安・困りごとなどの相談▶対象=区内在住の方▶ところ・問=いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部(グリーンホール4階)☎6912-4591

国民生活基礎調査にご協力ください

本調査は、国の施策の基礎資料を得るために行います。4月下旬から、調査員(区が発行した調査員証を携帯)が対象世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

▶対象=全国から無作為に抽出した5万5000世帯▶問=健康推進課保健政策係☎3579-2302



里親説明会

▶とき=5月16日(木)10時~11時▶ところ=下赤塚地域センター▶対象=区内在住の世帯▶定員=8組(申込順)▶申込・問=電話で、子ども家庭総合支援センター援助課里親係☎5944-2374

休みます

男女平等推進センター

▶とき=4月22日(月)※施設点検のため▶問=男女平等推進センター☎3579-2790

きたのホール

▶とき=5月7日(火)※定期清掃のため▶問=地域振興課庶務係☎3579-2161

グリーンホール会議室兼用保育室の優先予約(12月分)

▶予約条件=501・502・701・702・703会議室のうち、いずれか2部屋を会議室・保育室として同時利用すること▶抽選=4月22日(月)朝9時から、男女社会参画課(区役所6階)※抽選後、空きがある場合は4月24日(水)まで受付。▶問=男女社会参画課男女平等推進係☎3579-2486

健康ガイド

※申込開始日の明示がないものは月曜朝9時から受付

離乳食から幼児食へのすすめ方

▶とき=5月29日(水)、A10時~11時B14時~15時▶内容=講義・料理展示・試食▶対象=区内在住で、開催日時時点でA1歳~1歳6か月B生後9~11か月のお子さんの保護者※いずれも対象月齢のお子さんの同伴可▶定員=A各10人(申込順)▶ところ・申込・問=電話で、板橋健康福祉センター☎3579-2333

広告コーナー

広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。掲載のお問い合わせは広聴広報課広報係☎3579-2022

新板橋駅 徒歩6分
板橋駅 徒歩11分
の好立地!

管理費0円
跡継ぎ不要
ペット共済

家族への思いやり。

資料請求は無料です。お問合せもお気軽にどうぞ。

03-6903-4088 9時~17時 NPO法人 大樹の輪
サニープレイス福寿園 (ふくじゅえん)

東京都北区滝野川5-58-7 許可取得日/平成20年4月10日 許可番号/19北健生環キ3第2号

雨漏検査!!

難解な雨漏りを即解決
特殊検査液で雨漏り原因を
ピンポイント解明! 壁、
天井のしみをみつけたらまず、
ご一報下さい

検査・修繕

修繕費の無駄はカット 見積無料

03-5876-5801

東京都葛飾区立石7-31-7 株式会社サーベイ

庭木1本
3m未満 3,300円 税別

庭まわりの囲りごとに、
若さ溢れる有資格者のプロが対応!

安心定額制! 0120-187-394

株式会社 大和グリーン

お見積もり無料

10%引き+10%引き

※期間:令和6年5月31日まで

「相続」
無料相談会

4月19日(金)・20日(土) 最終受付 17:30
9:30~18:30

●予約での対応となりますので、必ず事前にお電話ください。

相続専門税理士として
相続500件以上の解決実績!!

税理士法人ASAC総合事務所

住所:豊島区池袋2-20-6 東京白洋エクステンション2階
池袋駅C1出口徒歩2分
電話:03-6909-2271 メール:info@asac.co.jp
URL: http://www.asac.co.jp/

ご予約・ご相談フリーダイヤル
0120-60-60-85

【電話受付時間】 平日 9:30~19:00
土日 9:30~18:00

申込記入例

- ① 催し名・コース
- ② 郵便番号・住所
- ③ 氏名(ふりがな)
- ④ 年齢
- ⑤ 電話・FAX番号

往復はがきの場合は返信用の宛名面にも郵便番号・住所・氏名を記入

※原則①～⑤を全て記入
 ※区内在勤・在学の場合は⑥勤務先(所在地)・学校名を記入
 ※記事内に指定がある場合は⑦その他記載事項を記入
 ※原則1人1枚

申込先に住所がない場合の宛先

〒173-8501 板橋区役所(住所記入不要) 〇〇〇課〇〇〇係

体験・観賞

春季植木市

▶**とき** = 4月19日(金)～21日(日)・5月10日(金)～12日(日)、9時～17時※雨天中止の場合あり ▶**ところ** = 高島平緑地噴水広場(高島平2-34) ▶**内容** = 春の草花・観葉植物・盆栽などの販売 ▶**問** = 赤塚支所都市農業係 ☎3938-5114

ヒーリングプラネタリウム「星と音楽の時間」

▶**とき** = 4月29日(祝)18時～18時50分 ▶**対象** = 小学5年生以上(小学生は保護者同伴) ▶**定員** = 190人(先着順)※当日、直接会場へ。 ▶**費用** = 一般350円・高校生以下120円※65歳以上の方(持物…年齢のわかるもの)・障がいがある方(持物…各種手帳)は割引あり ▶**ところ・問** = 教育科学館 ☎3559-6561<月曜休館。ただし4月29日(祝)は開館し30日(火)休館>

はじめてのダーニング

▶**とき** = 5月9日(木)13時30分～15時30分 ▶**内容** = 色とりどりの糸・布で繕う修繕方法の体験 ▶**対象** = 区内在住・在勤・在学の方 ▶**定員** = 10人(申込順) ▶**費用** = 200円 ▶**持物** = 糸切りハサミ・糸通し ▶**ところ・申込・問** = 4月13日(土)朝9時から、電話で、リサイクルプラザ ☎3558-5374※同プラザホームページからも申込可

リサイクルワークショップ

▶**とき** = 5月16日(木)・23日(木)、2日制、12時30分～15時30分 ▶**内容** = はぎれで五角形のトートバッグ作り ▶**定員** = 10人(区内在住・在勤・在学の方を優先し抽選) ▶**費用** = 3000円 ▶**持物** = 裁縫道具 ▶**ところ・申込・問** = 4月22日(必着)まで、往復はがきで、エコポリスセンター(〒174-0063前野町4-6-1) ☎5970-5001<第3月曜休館>※申込記入例参照※同センターホームページからも申込可

クラフトチャレンジ キャンプ道具編

▶**とき** = 6月9日(日)※朝8時にJR「池袋」集合・18時に解散予定 ▶**ところ** = 黒川青少年野外活動センター(神奈川県川崎市) ▶**内容** = 鉄釘を熱してたたいてミニナイフ作り ▶**対象** = 小学4年～高校3年生 ▶**定員** = 18人(抽選) ▶**費用** = 9000円※申込方法など詳しくは、植村冒険館ホームページをご覧ください。 ▶**問** = 同館 ☎6912-4703<月曜休館。ただし4月29日(祝)・5月6日(休)は開館し4月30日(火)・5月7日(火)休館>※本事業は、民間旅行会社への委託事業です。

いたばしgood balance 会社賞 2024

ワーク・ライフ・バランス推進企業を募集します

仕事・生活の両立支援や、男女がともに能力を発揮できる職場づくり、多様な人材活用に取り組む中小企業などを表彰します。※書類審査・会社訪問を経て、審査会で決定。

▶表彰企業のメリット

- 「広報いたばし」・区ホームページ・情報誌などで、表彰企業・取組事例を紹介します
- 総合評価方式による入札で、加点対象になります
- 区産業融資の利子補給割合を加算します
- 区ホームページのバナー広告に無料で3か月間掲載できます

▶対象 = 次の全ての要件を満たす企業

- 区内に本社または主たる事業所がある
- 常時雇用する従業員が300人以下である
- 労働関係法令などを遵守している
- 事業の業態が公序良俗に反していない

▶応募書類の配布場所 =

区ホームページ ▶**申込** = 5月1日(水)～31日(金)に、必要書類をEメールで、男女社会参画課男女平等推進係 ☎j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp



問合 男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486

史跡公園(仮称)整備準備展覧会 シリーズVer. 3

「工都」科学研究

開催案内

▶**とき** = 4月20日(土)～6月23日(日)、9時30分～17時(入館は16時30分まで) ▶**内容** = 日本の宇宙線研究を先導した理化学研究所板橋分所の紹介 ▶**問** = 郷土資料館 ☎5998-0081<月曜休館。ただし4月29日(祝)・5月6日(休)は開館し4月30日(火)・5月7日(火)休館>



旧理化学研究所板橋分所

期間中の催し

講座

「宇宙線と手仕事と理研板橋分所のすべて」

▶**とき** = 5月18日(土)10時～12時 ▶**内容** = 旧理化学研究所板橋分所宇宙線研究室の歴史 ▶**定員** = 30人(抽選) ▶**申込・問** = 5月2日(消印有効)まで、往復はがき・電子申請(区ホームページ参照)で、生涯学習課文化財係 ☎3579-2636※申込記入例参照

[いずれも]

▶**ところ** = 郷土資料館

植物観察会

▶**とき** = 4月20日(土)10時30分～11時30分※雨天中止※当日、直接会場へ。 ▶**ところ・問** = 赤塚植物園 ☎3975-9127<月曜、第1・3・5火曜事務室休み>

アフタヌーンコンサート

▶**とき** = 4月29日(祝)14時～15時 ▶**内容** = 春の名曲を歌とピアノで奏でる演奏会 ▶**出演** = 根岸菜由(ソプラノ)ほか ▶**対象** = 区内在住・在勤・在学の小学生以上または郷土芸能伝承館利用団体の方 ▶**定員** = 30人(申込順) ▶**費用** = 1000円 ▶**ところ・申込・問** = 4月13日(土)10時から、電話で、同館 ☎5398-4711<第3月曜休館>



講座

認知症講演会

▶**とき** = 5月14日(火)14時～16時 ▶**ところ** = グリーンホール2階ホール ▶**内容** = 講義「安心なくらしへの備え」 ▶**講師** = (地独)東京都健康長寿医療センター研究所研究員 宮前史子 ▶**対象** = 区内在住・在勤の方 ▶**定員** = 100人(申込順) ▶**申込・問** = 4月15日(月)朝9時から、電話で、おとしより保健福祉センター認知症施策推進係 ☎5970-1121

宅地建物取引士講座

▶**とき** = 5月15日～9月25日の毎週水曜、20日制、19時～21時15分 ▶**ところ** = ハイライフプラザ ▶**内容** = 講義「権利・法律関係」・模擬試験など ▶**講師** = (株)東京リーガルマインド専任講師 ▶**対象** = 区内在住・在勤・在学の方 ▶**定員** = 30人(抽選) ▶**費用** = 4万3000円※ハイライフいたばし会員3万9000円 ▶**申込・問** = 4月24日(必着)まで、はがき・FAX・Eメールで、(公財)板橋区産業振興公社(〒173-0004板橋橋1-55-16) ☎5375-8102 ☎5375-8104 highlife-sc@itabashi-sangyo.jp※申込記入例参照。ハイライフいたばし会員は会員番号を明記。



認知症サポーター養成講座

▶**とき** = 5月15日(水)14時～15時30分 ▶**内容** = 講義「認知症の症状・支援方法」※受講者には、認知症サポーターカードをプレゼント。希望する事業者(介護保険事業者を除く)には、「高齢者あんしん協力店」ステッカーを配付し、区ホームページに事業者名を掲載します。 ▶**対象** = 区内在住・在勤・在学の方、区内事業者 ▶**定員** = 50人(申込順) ▶**ところ・申込・問** = 4月15日(月)朝9時から、電話で、おとしより保健福祉センター認知症施策推進係 ☎5970-1121

休日・夜間開庁をご利用ください

区役所の一部窓口を、毎月第2日曜9時～17時、毎週火曜(祝日・閉庁日を除く)19時まで開庁しています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

